

1 令和6年度 希少野生動植物の指定種

種名：アカモズ *Lanius cristatus*

亜種名：アカモズ *Lanius cristatus superciliosus*

長野県版レッドリスト（2015）絶滅危惧 I B 類

環境省版レッドリスト（2021）絶滅危惧 I B 類

国内希少野生動植物種（2021 年 1 月指定）



アカモズ

撮影：原 星一氏

2 種の概要

(1)特徴

スズメ目モズ科。全長 18～20cm。5 月頃に日本に渡来し、日本で繁殖し 9 月に飛去する。冬はインドネシアの島嶼部に渡り越冬する。主に昆虫や小動物を採食する。

(2)分布

かつては東日本の広い範囲に生息していたが、その分布域は過去 100 年間で 1 割以下に減少。2019 年時点で生息が確認されている道県は、北海道、長野県、山梨県のみ（Kitazawa *et al.* 2020）。アカモズは丘陵帯から山地帯の丘陵地、低山地の明るい林やまばらに木の生えた草原を好むとされ、長野県ではその環境に近いものが残っている中信地方や南信地方の果樹園にのみ生息が確認されている。

(3)絶滅危惧の要因

アカモズの推定個体数は全国で 332 羽と極めて少ない（Kitazawa *et al.* 2020）。県内でもここ数年で激減。主な繁殖地である果樹園での繁殖状況の悪化（以下①②）が減少の一因となっている可能性が指摘されている。

①捕食者による繁殖失敗

人里に位置する果樹園には、ネコやカラス、外来種であるハクビシンなどの捕食者が多く生息しており、卵や雛の捕食・巣の落下が発生してしまい、繁殖失敗が個体数減少の原因となっている。

②人為的事象による繁殖失敗

食性が異なるため、果樹園の果実を食べることはないが、果実をつつくとの誤解から、農業従事者の手でアカモズの巣が落とされてしまうことがある。

3 希少野生動植物指定区分等

(1)指定区分(案)

特別指定希少野生動植物（長野県希少野生動植物保護条例第 8 条第 1 項）

(2)指定理由

アカモズは、絶滅の恐れが高いことから対策が急務。（条例第 2 条第 1 項(1)～(4)及び第 3 項に該当）

(3)指定効果

- ・捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁止し、保護を図る（条例第 13 条第 1 項）
- ・保護回復事業計画の策定（条例第 31 条）による保護活動の主体や手法の明確化

4 検討体制

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置したい。

5 保全に関する今後の対応

特別指定希少野生動植物に指定後、地域の主体的な保護活動の指針となる「保護回復事業計画」を R7 年度中に策定し、国（環境省）・関係保護団体等・庁内関係部局（農政部）と連携して保護に取り組む。

本件に係る答申及び保護回復事業計画の策定までのスケジュールについては、別表参照。

6 引用文献

Kitazawa M., Senzaki M., Matsumiya H., Hara S., Mizumura H., 2020. Drastic decline in the endemic brown shrike subspecies *Lanius cristatus superciliosus* in Japan.

Bird Conserv Intl 32: 78-86.

7 別表 希少野生動植物指定手続き・スケジュール（案）

年度	令和6年度						令和7年度										
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
区分	特別希少野生動植物種の指定						保護回復事業計画の策定										
環境審議会	諮問 (指定)				答申 (指定)		諮問 (保護回復 事業計画)				中間報告 (保護回復 事業計画)					答申 保護回復 事業計画	
希少野生動植物 保護対策専門委員会		○ 現地調査	○ 専門委員会					○ 専門委員会		○ 専門委員会							
指定等の手続き		← 県民意見 の募集 1か月				県報告示 (指定)						← 県民意見 の募集 1か月					県報告示 保護回復 事業計画

1 指定の目的

希少野生動植物が本県の自然環境の重要な構成要素の一つであるとともに県民共有の貴重な財産であり、その保護が生物の多様性を確保していく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民等の責務を明らかにするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制及びその生息地等の保護回復のための措置等について必要な事項を定め、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人との共生を実現し、これを将来の世代へ継承していくことを目的とする。

2 根拠法令

長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）

第 8 条 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物は、知事が、あらかじめ、審議会、事業者及び県民等の意見を聴いて指定する。

3 指定による規制措置の概要

指 定 区 分	捕 獲 ・ 採 取	譲 渡 ・ 譲 受
指定希少野生動植物	届 出	手 続 き な し
特別指定希少野生動植物	原 則 禁 止	届 出

4 罰則（条例 42 条～46 条）

届出をしないで指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をし、又は虚偽の届出をした者
届出をしないで特別指定希少野生動植物事業を行い、又は虚偽の届出をした者
など違反した事項により、懲役又は罰金に処する。

希少野生動植物保護回復事業計画について

1 事業計画について

長野県では開発、里山の利用形態の変化、外来生物、温暖化などの影響により、希少種をはじめとする長野県の豊かな生物多様性が脅かされている。

県では種の保全を図るため、希少野生動植物保護条例により指定種（80 種類）の捕獲規制を実施するほか、指定種の保護回復を図るための保護回復事業計画を策定している。

2 根拠条例

長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）

第 31 条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会、事業者及び県民等の意見を聴いて保護回復事業計画を定めるものとする。

3 保護回復事業計画策定種

平成 18 年度～令和 6 年度（19 年間）で 15 の指定種について計画を策定する。（環境基本計画に基づく）計画策定後、概ね 5 年を経過した計画について、保全対策の進捗管理と計画の有効性を確認するため、令和 5 年度までに 14 種の評価検証を行った。

年度	分類	種名	備考	評価検証
H18	維管束植物	ヤシャイノデ	特別指定希少野生動植物	H25・R5
	脊椎動物	イヌワシ	特別指定希少野生動植物	H25・R6
H19	維管束植物	タデスミレ	特別指定希少野生動植物	H26
	無脊椎動物	オオルリシジミ	指定希少野生動植物	H26
H20	維管束植物	ホテイアツモリ	特別指定希少野生動植物	H29
	脊椎動物	ライチョウ	指定希少野生動植物	H29
H21	無脊椎動物	ミヤマシロチョウ	特別指定希少野生動植物	H30
H22	維管束植物	ササユリ	指定希少野生動植物	H29
H23	無脊椎動物	フサヒゲルリカミキリ	特別指定希少野生動植物	H30
H24	脊椎動物	ブッポウソウ	特別指定希少野生動植物	R3
H25	維管束植物	アツモリソウ	特別指定希少野生動植物	R3
H26	無脊椎動物	チャマダラセセリ	指定希少野生動植物	R4
H27	脊椎動物	シナイモツゴ	指定希少野生動植物	R4
H28	無脊椎動物	ゴマシジミ	指定希少野生動植物	R4
H31	脊椎動物	クビワコウモリ	指定希少野生動植物	—※
R7	脊椎動物	アカモズ	(特別) 指定希少野生動植物	
策定済み 15 種＋アカモズ				検証済み 14 種

※ クビワコウモリは策定時に評価検証を 10 年後としているため保留

4 計画の策定効果

- ・危機的状況が切迫した指定種について、具体的かつ効果的な保護回復手法を明確化する。
- ・具体的な手法を明示し、県民主体による保護活動の地域定着を図る。